



## 《中華人民共和国会社法》の適用に関する司法解釈（三）

2011年1月27日付で最高人民法院より《〈中華人民共和国会社法〉の適用の若干問題に関する規定（三）》（以下、“司法解釈（三）”という）が公布され、2月16日より実施されることになりました。本司法解釈では実務上遭遇しうる、会社設立前の債務の責任負担、非貨幣による出資済みの判断基準及び救済措置、非自己資産による出資行為の効力認定、出資者権利制限の条件及び方式など問題について詳しく規定しています。以下に主な内容をご紹介します。

### 1. 会社が成立する前発生した債務の負担について

発起人自己名義で契約締結	契約相手が当該発起人に対して契約責任の負担を求める場合、人民法院はそれを支持する。
	会社設立後、発起人が自己名義で締結した契約を承認している、または実際に契約権利・義務を享受・履行しており、契約相手が会社に対して契約責任の負担を求める場合、人民法院はそれを支持する。
設立中の会社名義で契約を締結	契約相手が会社に対して契約責任の負担を求める場合、人民法院はそれを支持する。
	発起人が会社の名義を利用して自らの利益のために相手と契約を締結したことが証明され、会社がそれを理由として契約責任の負担を拒否した場合、人民法院はそれを支持する。（契約相手が善意の場合を除く。）
債権者が発起人全員またはもしくはその一部に対して会社設立行為による費用及び負債について連帯完済責任の負担を求める場合、人民法院はそれを支持する。	

一部発起人の過失により会社が成立できず、他の発起人が過失発起人に対して、会社設立行為による費用及び債務の負担を求める場合、人民法院はその過失情状に基づき、過失発起人の一定責任範囲を確定する。	
発起人の会社設立行為により他人に損失をもたらした場合	会社設立後、被害者が会社に対して損害賠償を求める場合、人民法院はそれを支持する。
	会社設立ができず、被害者が発起人全員に対して連帯賠償責任の負担を求める場合、人民法院はそれを支持する。

## 2. 非貨幣による出資済みの判断基準及び救済措置について

出資行為		出資済みの判断基準及び救済措置	
無償割当で取得した土地 使用権もしくは、権利 負担を設けた土地使 用権を以って出資		人民法院は合理的な期間を指定し、期限内に土地 使用権変更または権利負担解 除を命じる	期限内に土地 使用権変更もしくは権利負担解 除を行なった場合、出資済みと認定する。
			期限過ぎても土地 使用権変更を行なわない、また は権利負担を解除しなかった 場合、出資義務不履行と認定 する。
非貨幣を以って出資を したが資産評価を行な っていない		人民法院は合法的な資格を有する 評価機構に資産評価を命じる	評価額が定款における出資資 産価額より下回らない場合、 出資済みと認定する。
			評価額が、定款における出資資 産価額より下回った場合、出 資義務不履行と認定する。
建物、土地 使用権 もしくは 権利帰属 登記を要 する知的 財産によ る出資	使用を交付 したが権利 変更行な っていない	人民法院は合理的な期間を指定し、期限内に権利 変更を命じる	期限内に権利 変更を行なった場合、出資 済みと認定かつ、出資者 としての権利が使用交付 日より享受できる。
	権利変更を したが使用 を交付して いない	使用交付及び実際の交付日より出資者が権利 享受できると認定する。	

### 3. 非自己資産による出資行為の効力認定について

<p>処分権を有しない資産を以って出資した場合、当事者間の出資行為の効力により生じる紛争について、人民法院は《中華人民共和国物権法》第 106 条<sup>2</sup>に基づき認定する。</p>
<p>汚職、収賄、横領、流用など違法・犯罪行為による貨幣を以って出資して持分を取得した場合、違法・犯罪行為を追及するほか、その持分を競売もしくは任意売却の方式で処分する。</p>

### 4. 出資者権利制限の条件及び方式について

出資者権利制限条件	出資者権利制限方式
<p>株式有限公司の株式引受人が期限どおり株式対価を払い込まず、会社発起人の催促を受けても合理的な期限内に払い込まない場合</p>	<p>会社発起人は当該株式について別途引受人を募集することができる。</p>
<p>出資者が出資義務を履行しない または、 完全に出資を履行していない または、 出資金を持ち逃げ</p>	<p>会社は、定款または株主会決議にて、出資者に対し、利益分配請求権、新株優先購入申込権、剰余資産分配請求権に合理的な制限を設けることができる。</p>
<p>出資者が出資義務を履行しない または、 出資金の全てを持ち逃げ 上記の状況において、会社に催告されたにも拘らず、合理的な期限が過ぎても出資しない、または出資金を返還しない</p>	<p>会社は株主会決議にて出資者の資格を解除することができる。その際は、減資か、その他の出資者もしくは第三者によりその持分を引き受ける措置を取らなければならない。</p>

<sup>2</sup> 《物権法》第 106 条では、処分権を有しないものが不動産または動産を譲渡した場合、所有権者は取戻す権利を有すると定められています。また、別途法的規定がある場合を除き、次のいずれかに符合する場合、譲り受け人は当該不動産または動産の所有権を取得するものと定められています。

(一) 譲受人が善意で当該不動産または動産を譲り受ける

(二) 合理的な価額で譲渡

(三) 譲渡される不動産、動産が法律規定に依って登記しなければならないものがすでに登記され、登記を必要としないのに譲受人に交付済み。

譲受人が前項の規定に基づき、不動産、動産の所有権を取得している場合、元の所有権者は処分権を有しない者に賠償損失を請求する権利を有する。

当事者が善意でその他の物権を取得した場合、前 2 項の規定を参照して適用する。

<p>有限公司の出資者が出資義務を履行しないまたは、完全な履行を行っていないまま、出資持分を譲渡</p>	<p>会社はその出資者に対し出資義務の履行を求めることができ、また、譲受人が出資者の出資義務不履行または不完全履行を承知する場合、その連帯責任を負担する。</p>
--	---

《司法解釈（三）》では、既述の問題のほか、出資資金持ち逃げ行為の認定、名義出資者、実質出資者及び会社債権者との利益均衡問題にも触れています。《会社法》は会社制度の原則を規定しており、実務上適用しづらいという指摘もありましたが、《司法解釈（三）》の施行につれ、原則な規定が具体化されたため、一定程度の法律適用分岐も解消できるのではないかと期待されています。

以 上

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。</li> <li>2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。</li> </ol> |
|--|